

最高裁秘書第2315号

令和2年10月1日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和2年9月24日に答申（令和2年度（情）答申第13号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和元年度（情）諮問第24号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和元年10月15日（令和元年度（情）諮詢第24号）

答申日：令和2年9月24日（令和2年度（情）答申第13号）

件名：神戸地方裁判所長の就任記者会見関係文書の一部開示の判断に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「宮崎英一神戸地裁所長の就任記者会見関係文書（例えば、記者会見実施要領、記者クラブ加盟社宛の連絡文書、幹事社の代表質問）」の開示の申出に対し、神戸地方裁判所長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）について、最高裁判所事務総長が別紙記載4の文書の2丁目23行目1文字目から26文字目までの部分を開示し、その余の部分を開示しないとしていることは、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、神戸地方裁判所長が令和元年9月6日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分のうち、氏名及び電話番号以外の部分が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当するか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

#### 1 別紙記載4の文書について

地方裁判所長（以下「所長」と略称する。）の就任記者会見における問答は、実際に報道機関から記者会見の場で問われ、所長が回答した場合に公になるも

のであり、記者会見に向けてどのような準備をどの程度行うかについては、各所長がそれぞれの立場において検討するものである。別紙記載4の文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分1」という。）に記載された情報のうち、1行目27文字目から2行目最終文字までの部分については、就任記者会見において予想される質問事項に対する回答内容等の準備に関する事項が記載されているところ、このような事項が公になると、今後、所長が就任記者会見の準備を行うに当たり、各所長が発言内容を自由に検討する際の支障となりかねず、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法5条6号に相当）。したがって、当該部分を不開示とする原判断は相当である。一方、その余の部分については、最高裁判所において検討した結果、法5条6号に定める不開示情報に相当しない。したがって、開示しないこととした原判断は不相当であり、同情報は開示すべきである。

## 2 別紙記載5の文書について

所長の就任記者会見における問答は、実際に報道機関から記者会見の場で問われ、所長が回答した場合に公になるものである。公にされていない回答案等を明らかにすることにより、会見における所長の発言の真意が誤解されかねないなど、今後、報道機関をはじめとした外部対応を行う上で、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、この情報は、法5条6号に定める不開示情報に相当する。したがって、原判断は相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年10月15日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和2年8月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年9月18日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 別紙記載4の文書を見分した結果によれば、本件不開示部分1には、就任記者会見において予想される記者からの質問事項に対する回答内容等の準備に関する事項が記載されていることが認められる。そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、所長の就任記者会見における問答は、実際に報道機関から記者会見の場で問われ、それに対して所長が回答した場合に公になるものであり、記者会見に向けてどのような準備をどの程度行うかについては、各所長がそれぞれの立場において検討するものであるとのことである。所長就任記者会見が実施される趣旨及びその性質のほか、同会見に向けて行われるこのような準備の実情を踏まえて検討すれば、本件不開示部分1のうち1行目27文字目から2行目最終文字までの部分については、これが公になると、今後、所長が就任記者会見の準備を行うに当たり、各所長が発言内容を自由に検討する際の支障となりかねず、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。もっとも、本件不開示部分1のうちその余の部分（別紙記載4の文書の2丁目23行目1文字目から26文字目までの部分）については、その記載内容及び最高裁判所事務総長の上記説明を踏まえれば、法5条6号に規定する不開示情報に相当するとは認められない。

したがって、本件不開示部分1のうち1行目27文字目から2行目最終文字までの部分は法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるが、その余の部分は同号に規定する不開示情報に相当するとは認められない。

2 別紙記載5の文書を見分した結果によれば、同文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分2」という。）には、記者からの質問事項に対する回答案等が記載されていることが認められる。このような記載内容に加えて、所長就任記者会見が実施される趣旨及びその性質も踏まえて検討すれば、公にされていない回答案等を明らかにすると、会見における所長の発言の真意が誤解されかねないなど、今後、報道機関をはじめとした外部対応

を行う上で、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分2は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

3 以上のとおり、原判断について、本件不開示部分1のうち1行目27文字目から2行目最終文字までの部分及び本件不開示部分2は法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるが、本件不開示部分1のうちその余の部分（別紙記載4の文書の2丁目23行目1文字目から26文字目までの部分）は同号に規定する不開示情報に相当するとは認められないから、最高裁判所事務総長が同部分を開示し、その余の部分を開示しないとしていることは妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 神戸地方裁判所長の就任記者会見について（メモ）
- 2 新所長着任会見の質問事項について
- 3 神戸地方裁判所・新所長就任会見 幹事社質問案
- 4 宮崎所長就任記者会見実施要領
- 5 代表質問事項
- 6 神戸地方裁判所長の就任記者会見について（事務連絡）
- 7 神戸地方裁判所長略歴等
- 8 新裁判所長の記者会見出席者